

1 議案名 文化財の指定の諮問について

2 提案理由 別紙のとおり、県指定文化財への申請があったので、文化財の指定について、徳島県文化財保護審議会に諮問したい。

3 関係法令 文化財の保護に関する条例第 24 条

(指定申請文化財)

種別	名称	員数	所在地	保持者
無形文化財 (工芸技術)	手漉き和紙製造の 技法		吉野川市山川町川東1 36番地	藤森 洋一

〈参考〉

#### 文化財の保護に関する条例（抜粋）

（指定等）

第二十四条 委員会は、県の区域内に存する無形文化財（法第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを徳島県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 委員会は、前条の規定による指定をするに当たつては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第一項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知して行う。

5 委員会は、第一項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 前項の規定による追加認定には、第三項および第四項の規定を準用する。

#### 徳島県無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準（抜粋）

##### 第1 無形文化財の指定基準

###### 【工芸技術関係】

陶芸、染織、漆芸、金工、その他の工芸技術のうち、次の各号の一に該当するもの

- (1) 芸術上特に価値の高いもの
- (2) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

##### 第2 無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

###### 【工芸技術関係】

###### 保持者

- 1 無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者
- 2 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- 3 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

###### 保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

## 県指定申請無形文化財

### 手漉き和紙製造の技法

#### 【概要】

和紙の製造には、きれいな水が豊富にあること、原材料となる植物が近辺で収穫できることが条件となる。吉野川市山川町川田は、川田川の清流が流れ、近隣の高越山（こうつさん）で、原料となる楮（コウゾ）、手漉きの工程で必要なノリウツギが収穫できることから、古代より和紙製造が行われてきたと伝わる。特に江戸時代には、庶民の文化活動が盛んになったこと、徳島藩が阿波和紙に専売制を取り川田村に銀札製造を命じたことから、川田地区の和紙製造が盛んとなった。

川田地区の和紙製造が最盛期を迎えたのは、明治末から大正期である。明治に入り和紙製造が自由化され、文明開化により紙の需要が急増したことから、川田地区では220軒を超える家が和紙製造を営み、明治22（1869）年のパリ万国博覧会にも出品した。しかし、洋紙の普及や生活様式の変化等により和紙の需要が激減し、昭和43（1968）年には、川田地区で和紙製造を営むのは藤森家ののみとなった。

和紙製造の工程は大きく、①コウゾを蒸して黒皮を収穫する ②水に漬けた後に足で踏み黒皮を取る ③青皮を剥ぎ白皮にした後に乾燥させる ④流水で黒皮やゴミを洗い流した後に釜で煮熟する ⑤アク抜きをした後に手作業で塵を取る ⑥打解し纖維を分離する ⑦漉く ⑧脱水する ⑨乾燥させるの9つに分かれる。

故藤森実は、一部に苛性ソーダや機械を導入していたが、和紙製造の工程で特に重要な紙漉きについて伝統的な技法を守っていたことが評価され、昭和45（1970）年、県指定無形文化財に指定された。申請者の藤森洋一は父である実の指定の頃から父に師事し、伝統的な技法を受け継いでいる。また、洋一は父が設立した阿波和紙伝統産業会館を継承し、後継者の育成に努めるとともに、来館者に手漉き和紙、藍染め体験の場を提供している。

なお、手漉に必要な道具一式は「川田手漉和紙製造用具」として、昭和48年に県指定有形民俗文化財に指定され、吉野川市山川庁舎で展示されている。

## 紙漉きの技法

- 1 掛け流し：浅く汲み込み、簀全面に纖維が薄く平均に行きわたるようにする。



- 2 調子：掛け流しの作業より、やや深く汲み込み、簀桁全体を動かして纖維を組み合わせる。求める厚さになるまで何度も汲み込んで、振り動かす。漉かれる紙の種類や地域により、動かし方が異なる。



- 3 捨て水：簀の表面に残った水を捨て、紙が漉きあがったら、簀を桁から外し、紙床板（しとこいた）の上の定規にあわせ、間に空気が入らないように伏せて、置いていく。伏せた簀は、手前から剥がしていく。



## 意見書

吉野川市山川町川東136番地在住の「手漉き和紙製造技法」保持者藤森洋一から、徳島県指定無形文化財指定申請書の提出がありました。このことについて、吉野川市教育委員会の意見を述べます。

今回申請のあった技法については、申請者の父である藤森實が昭和48年11月9日に徳島県教育委員会から保持者として認定を受け、徳島県指定無形文化財となっております。今回の申請は、藤森實の死亡を受けて、子である申請者が技法の後継者として行うものです。

申請者の父は、自身の保持する技法を指定申請する際に、子である申請者を後継者として挙げています。両者の技法について申請書の内容と現地調査の結果をもとに比較したところ、本質的な部分に相違はなく、申請者は徳島県指定無形文化財として指定されるべき技法を保持しているものと考えられます。

平成28年7月11日

徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市教育委員会

教育長 石川 邦彦

徳島県教育委員会教育長 殿

# 徳島県指定無形文化財指定申請書

## 一 種別及び名称

手漉き和紙製造の技法

## 二 保持者等の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

藤森洋一

徳島県吉野川市山川町川東一三六番地

## 三 創始及び沿革

別添「藤森家閥連川田手漉和紙年表」の通り

## 四 現況

別添「藤森家閥連川田手漉和紙年表」の通り

## 五 用具の大要

別添「用具の大要—川田手漉き和紙の制法順に—」の通り

## 六 申請の事由

川田手漉き和紙は、四百五十年に余る歴史を持つ。高越山系の一帯には製紙の原料である楮を豊富に産し、また、「ねり」（和紙の流し漉きのため、紙料に混ぜる植物粘液）の原料であるノリウツギ・ビナンカズラが自生しており、さらには、鉄・マンガンを含まない川田川の清流があった。それゆえ、川田村では古くから紙漉が盛んに行われた。なお、「ねり」には、近世末期から黄蜀葵（トロロアオイ）が畑で栽培され、盛んに利用されるようになった。

江戸時代に蜂須賀氏は阿波和紙の専売制をしき、生産地・紙漉人・生産量を指定するなど、厳しい統制を行なつた。その一方で保護もされたので、紙の品質改良・能率の向上を図るなど工夫も行われた。その結果、川田村では藩の銀札製造を命じられた。

明治三年（一八七〇）、和紙の製造・販売が自由となり、マニュファクチャの形態も見られるようになつた。明治十八年（一八八五）には川東に製紙同業組合が設立され、新製品の創出に意欲を持つものも出てきた。その結果、明治二十二年（一八八九）にはパリ万国博覧会に出品したコピー紙・典具帖紙が賞状・賞牌を受けたりした。

川田手漉き和紙の最盛期は明治末から大正十年（一九一一）ころにかけてであり、明治四十四年（一九一一年）には製紙家二百二十二軒、生産高三万八千五百三十締、価格八万三千一百三十八円（当時の米価一石十五円）を数えた。

しかしその後、製紙業は斜陽化の一途をたどり、昭和四十三年（一九六八）には、川田の手漉き和紙製造は藤森家一戸のみとなつた。

当家は製紙を家業として、祖父長三は、大正三年（一九一四）に保証責任阿波紙信用購買販売利用組合を設立し、その組合長となり、動力印解機の導入や販路拡大など斯業の振興に努力した。父実も昭和二十七年（一九五二）に富士製紙企業組合を立ち上げ、阿波和紙の存続に鋭意努力し、昭和四十五年（一九七〇）五月には徳島県無形文化財保持者の指定を受けた。昭和五十一年（一九七六）十一月に経済産業大臣指定伝統的工芸品「阿波和紙」に指定され、昭和五十九年（一九八四）には厚生労働大臣より「現代の名工」として表彰された。

昭和四十四年（一九六九）より、私も父・実に師事し、正式に製紙業に従事した。そして、昭和五十五年（一九八〇）より阿波和紙の継承や普及を目的とした手漉き和紙の制法を指導する研修会をハワイで開催したのを皮切りにアメリカ・カナダ・ベルギー・フランス・オーストラリア等の海外で開催指導し、昭和五十八年（一九八三）より現在まで、当地において二十名前後の参加者を集め、講習会を毎夏継続して開催している。また、平成元年（一九八九）には（財）阿波和紙伝統産業会館の設立に関わり、平成十年（一九九八）より理事長に任命され、和紙会館の活動や阿波和紙の啓発・普及に努めている。ライフワークとして和紙の版画用紙の開発に努め、国内外の美術大学や版画家との交流は、阿波和紙の地位向上と普及とともに地域の活性化の一助となつていている。また、平成十五年頃より和紙の原料である楮・三桠・トロロアオイの植栽を始め、モデル農園を開拓して、阿波和紙の品質の向上と一般の方々に収穫作業の参加を呼びかけ、伝統工芸への理解を深めてもらう活動をしている。

なお、私は平成二十年（二〇〇八）に経済産業大臣より「伝統工芸士」に認定された。

## 七 保存の方法

### 1. 後継者の養成

社員だけでなく、国内外を問わず、講習会等を通して、手漉き和紙技術者を確保・養成している。

### 2. 用具の確保

吉野川市の御理解により、吉野川市山川町地域総合センター二階に昔ながらの用具を展示し、保存を図っている。現在使用中の用具は、昔から使われてきた様式を継承している。

### 3. 原材料の確保

山川町旗見において、楮・三桠・トロロアオイを直裁して確保している。

## 八 その他参考となるべき事項

### 1. 現在漉いている紙の種類

木版画用紙、エッチング用紙、仏書紙（経本用）、和紙壁紙、インクジェット用和紙

2. 第一次加工紙  
藍染和紙、草木染め和紙（柿渋、茜など）、強制紙（蒟蒻加工）など
3. 第二次加工品  
書簡箋、紙入れ（名刺・懐紙・札入れ）、扇子、団扇、カレンダーなど

右のものを、徳島県指定無形文化財に指定してくださるようお願いします。

平成二十八年六月二十三日

申請者 徳島県吉野川市山川町川東一三六番地

藤森 洋一

徳島県教育委員会 殿



藤森家関連川田手漉和紙年表

藤森家	和暦	西暦	阿波手漉和紙の動き
初代伊平	安永 9 年	1780	初代伊平生まれる。
	天明 8 年	1788	此頃、川田村の紙漉きは数十軒。
	寛政 6 年	1794	川田村に紙方役所設置。藩は川田の紙漉きに楮を下げ渡し和紙を上納させた。
二代伊平	文化 5 年	1808	二代伊平生まれる。
二代伊平	文政 7 年	1824	安蔵生まれる。
三代伊平	安政元年	1854	三代伊平生まれる。
三代伊平	安政 5 年	1858	初代伊平没（79 歳）
三代伊平	文久～慶応 年間	1861 ～68	川田村で紙漉き 100 余戸。
三代伊平	慶応元年	1865	二代伊平没（58 歳）
三代伊平	明治 2 年	1869	銀札製造所を川東黒墓（現・山川町川東）につくり正月に漉かし始めたが暫くして廃止。
三代伊平	明治 3 年	1870	藩は紙漉資金の貸与法を廃止。そのため、資金の乏しい漉屋は廃業やむなきにいたる。
三代伊平	明治 5 年	1872	壬申戸籍掲載の川田紙漉業者 66 戸。
三代伊平	明治 10 年	1877	高尾高三郎、第一回国勧業博覧会に雁皮紙を出品し賞を得る。
三代伊平	明治 11 年	1878	長三生まれる。
三代伊平	明治 18 年	1885	5 月、川東の原林平宅に製紙同業組合設立。製紙者谷伊与蔵他 152 名。
三代伊平	明治 20 年	1887	長三長男・実養父秀一生まれる。
三代伊平	明治 22 年	1889	原田虎蔵がパリ万国博覧会、シカゴ国内博覧会に典具帖紙・コピー紙を出品し、賞状・賞牌を受け、川田和紙の評価を高めた。
三代伊平	明治 40 年	1907	製紙家戸数 200 軒を超える。
三代伊平	明治 44 年	1911	製紙家戸数 222 戸
大正 3 年	大正 3 年	1914	保証責任阿波紙信用購買販売利用組合設立。藤森長三組合長となり、組合に動力印解機を据え付け、ウード

パルプ・マニラアサを購入し、生産の拡充を図る。また大坂市立壳堀に支店を置き、販路の拡大を図る。

大正 4 年	1915	製紙家戸数 71 戸、職工 233 人。職工組合設立。
大正 6 年	1917	実生まれる。
大正 8 年	1919	安藤 沢（86 歳）
大正 9 年	1920	戦後恐慌に襲われ、不景気となる。川田の製紙業も廃業者続出する。製紙家戸数 54 戸、職工数 274 人。
大正 10 年	1921	製紙家戸数 47 戸に減少。
大正 12 年	1923	関東大震災起きる。
昭和 2 年	1927	金融恐慌起きる。
昭和 6 年	1931	製紙家戸数 11 戸に減少。
昭和 14 年	1939	三代伊平没（86 歳）。
昭和 20 年	1945	敗戦。
昭和 22 年	1947	洋一生まれる。
昭和 23 年	1948	県下の製紙家をまとめて阿波手漉工業協同組合を設立し、事務所を川田町に置く。組合長原田男一。
昭和 25 年	1950	阿波手漉和紙工業協同組合を徳島県手漉和紙商工業協同組合に改組、組合長は谷邦夫。
昭和 37 年	1962	製紙業の斜陽化が進むなかで、各自企業組合として打開しようとした。富士製紙企業組合（藤森実）、丸文製紙企業組合（原田男一）、やまた製紙企業組合（谷綾夫）など。
昭和 40 年	1965	4 月、長三没（88 歳）。
昭和 43 年	1968	富士製紙企業組合ただ一戸となる。
昭和 44 年	1969	長三長男・実養父秀一没（73 歳）
昭和 45 年	1970	藤森実の保持する手漉和紙の技術が徳島県無形文化財の指定を受ける。
昭和 44 年	1969	洋一が父・実際に師事し、正式に製紙業に従事するようになる。
昭和 48 年	1973	「川田手漉和紙製造用具 88 点」が徳島県民俗資料として指定される。
昭和 51 年	1976	富士製紙企業組合製造の和紙が経済産業大臣指定伝統的工芸品「阿波和紙」の指定を受ける。

一  
秀

洋一	昭和 59 年	1984	実が厚生労働大臣より「現代の名工」として表彰される。
	昭和 55 年	1980	洋一は、手漉き和紙講習会をハワイで開催したのを皮切りにアメリカ・カナダ・ベルギー・フランス・オーストラリア等の海外で開催指導する。
	昭和 58 年	1983	この年より、洋一は毎夏継続して山川町川東で 20 名前後の参加者を集め、紙漉研修会を開催する。
	平成元年	1989	(財)阿波和紙伝統産業会館を設立する。
	平成 10 年	1998	洋一、(財)阿波和紙伝統産業会館理事長となる。
	平成 15 年	2003	此頃より、和紙の原料である楮・三桠の直裁を始める。
	平成 20 年	2008	洋一、経済産業大臣より「伝統工芸士」に認定される。
	平成 27 年	2015	実没（99 歳）

## 用具の大要——川田手漉き和紙の製法順に——

川田手漉き和紙の製法は流漉きにて独特の雅味が継承されている。よつて、その技法の順序を追つて用具を挙げることとする。

### 製造工程と用具

- 2.1 黒皮の収穫——楮を蒸して皮を剥ぐ（楮栽培地の作業）
2. 黒皮取り——柔らかくするために乾燥した皮を数時間から一晩水に漬けておく。柔らかくなつた黒皮を水の中で踏み除去する。
3. 皮剥ぎ（白皮づくり）——皮を水に浸して刃物で粗皮と皮の疵を削りとる。
4. 煮熟——楮五十キログラムが入る釜を使用
5. 薫白——藁灰・木灰の汁を使用するのがよいが、現在はソーダ灰を使用している。
6. 漂白——昔は川晒しといつて川田川の静かな流れの浅瀬に沈めて晒していた。これは清流によつて、ちり・あく汁を取り、漂白するのが目的であった。現在は工場内でさらし液を使用して漂白している。
7. 叩解——打解機・叩解機（ビトタ）と称す  
昔は青石の打盤の上で樋で作った樋で叩いていた。現在は打解機を使用し、能率をあげるために叩解機（ビトタ）で水中で纖維を分散させている。
7. 紙漉（製造技法の中心）  
和紙の定義が「ねり」（のり）の紙といわれるよう、「ねり」の使い方と實行の上に原料を汲み入れて流し漉くことが眼目の技法である。なお、「ねり」の原料は、ノリウツギ・ビナンカズラ、近世末期以降は黄蜀葵（トロロアオイ）が主となつた。  
イ. ネリ——碎解機を使用して抽出している。  
昔は川田では「べの木」の皮か「芋にべ」（トロロアオイ）を使用。  
現在はトロロアオイ・ビナンカズラを使用。これを擗いてその液を桶の底に布を張つたもので漉し、紙の原料と混せて漉く。昔も今もこの混せる量が肝要である。
- 口. 濾く——實：八寸竹を割り、ヒコ通しにかけ種油で磨き、絹の縫り糸で編んで長い端に桧の板を取り付けたもの。大きさは紙によつて異なる。  
析：實を乗せ、紙の原料を紙の種類によつて汲む回数を異にして漉き流す。桧の柾目の細角材を枠組にしたものを作つくり、上下を蝶番でつなぐので、下枠には實を乗せるために真鍮の針金を張つてある。
- 馬鍤：紙の原料とねりを漉槽（すきふね）に入れ、攪拌する道具。鳥居形に角材を組み、竹すべを縦に差し込んだもの。
- 釣弓：柾が四枚どり、六枚どりになると腕力だけでは漉けないので、天井に三本丸竹を取り付け、その弾力をを利用して楽に漉けるように工夫したものであり、上枠に紐にて結びつける。
- 漉槽（すきふね）：原料を入れる長方形の木箱である。現在はステンレス製を使用している。
- 以上の用具を用いて今も昔もそのままの姿で漉かれている。漉工が一人前になるには三年以上を要するといつう。
8. 紙床——おし場といつう。  
漉工が一日漉き重ねたものを再び一枚一枚はがすために適量の水分を除くとともに圧することによつて紙の張りを強めるために行う。竿天秤の原理を利用して圧する。この圧したものをおし紙（おし）といつう。
9. 乾燥——自然乾燥（紙付け板）、強制乾燥（三角型回転式乾燥機）  
昔は松か柏の板に湿紙を貼り、戸外に出して天日乾燥させていた。現在は、紙付け板に湿紙を貼り、自然乾燥させる方法と、三角型回転式乾燥機の中に蒸気を通して加熱乾燥させる方法の二つで行つてゐる。
- 以上、紙漉作業以外は、できるだけ機械化を図り、作業効率を高めている。